

## 丸子橋ゴルフ練習場 利用約款

### 第1条（約款の適用）

当練習場に入場された方は、本約款に従ってご利用いただきます。

### 第2条（約款の効力発生）

この約款は当練習場敷地及び施設に入ったときから効力を発生し、当練習場敷地及び施設を出るまで効力を有するものとします。

### 第3条（施設利用の拒絶）

当練習場は次の各号のいずれかに該当する場合は施設の利用をお断り致します。

- ・ 利用者が暴力団員又は暴力関係者である場合、及び利用者が暴力団員を同伴した場合における利用者及びその同伴者
- ・ 刺青やタトゥーなどを見せて練習している場合
- ・ 刃物、危険物を所持している場合
- ・ ルール、マナーに反する行動、及びそれに対する警告を無視して改めない場合
- ・ その他の理由により、当練習場を利用されることが好ましくない判断された場合

### 第4条（休場日、開場時間）

当練習場の休場日及び開場時間については、当練習場が別に定めたところによります。但し、臨時的に変更することがあります。

### 第5条（金銭、貴重品、携帯品等）

来場された方の携帯品等は来場された方ご自身で管理していただきます。当練習場内の場所如何を問わず、携帯品の紛失・盗難・滅失・毀損については、一切の責任を負いません。

### 第6条（自動車、バイク、自転車及び携帯品等の事故責任）

当練習場の駐車場内・敷地内での自動車等及び携帯品等の盗難又は損傷等の事故があっても当練習場は、一切の責任を負いません。

### 第7条（強風、雷、異常気象時の厳守事項）

強風、雷、異常気象などの際は、練習を中断し、係員の指示に従って下さい。

## 第8条（火気の使用についての厳守事項）

当練習場敷地内での喫煙は、所定の場所以外では禁止です。

## 第9条（施設等に与えた損害）

利用者が故意または過失によって当練習場の施設及び備品に損害を与えたときは、利用者にその損害を賠償していただきます。

## 第10条（危険防止・事故防止のための利用規定）

当練習場ではご来場者が楽しく安全に練習することができますよう、以下に掲げる事項を定めています。ご来場者は必ず遵守してください。

### <禁止事項>

- ・ 指定打席以外での練習
- ・ 正常なスタンス位置をとらずに打席ゴルフマットからはみ出た練習
- ・ プレーヤー以外の方の打席ゾーンへの立ち入り
- ・ 友人、知人、またはいかなる関係者であっても、当練習場所属ティーチングプロ以外の方による打席レッスン
- ・ 通路等打席以外での素振り
- ・ 打席マット、打席間仕切りの移動
- ・ フェアウェイへの立ち入り
- ・ 受付での署名者以外の方の練習
- ・ 酒気おび状態での練習
- ・ 無断での当練習場の利用・立入・見学・写真及び動画撮影・録音等
- ・ 危険物・悪臭または騒音を発するもの、その他他人に迷惑を及ぼす物品の持ち込み、物品販売及び広告宣伝勧誘行為

### <厳守事項>

- ・ エチケット、マナーを守ること
- ・ 前後の打席に充分の注意を払うこと。特にティーアップの際には前方打席に注意のこと。ボールがティー前方へ転がった場合、危険防止の為拾わないこと
- ・ 打席周囲に充分注意しながら練習すること
- ・ 子供及びペット（犬）を同伴の場合は、必ず子供及びペットを管理する、プレーヤー以外の専任保護者がいること
- ・ 練習は小学4年生以上であること

#### 第 11 条（事故の責任）

練習される方が練習にあたって第三者に損害・物品破損、その他の損害を発生させ、又はご自身がこれらの被害を受けても、当練習場は一切損害賠償の責任を負いません。また、立ち入り禁止個所への無断立ち入りで生じた一切の事故に関しても当練習場は一切損害賠償の責任を負いません。

#### 第 12 条（利用約款違反の責任）

この約款に違反し、ご自身又は第三者に人的物的損害を与えたとき、又はご自身がこれらの被害を受けたときも、当練習場は一切その責任を負いません。

#### 第 13 条（個人情報取り扱いについて）

当練習場では知り得た個人情報を、当練習場の責に則り安全管理に努めます。当練習場ではご来場いただいたお客様に対し、当練習場からのお知らせ等を電話、郵便等でご案内させて頂くことがありますのでご了承ください。

#### 付則

施設利用方法は必ず当練習場の指示に従ってご利用頂きます。

この約款は必要に応じて改正することがあります。

2024 年 8 月 1 日 改定